

授業科目の履修

履修原則

1. 学生は学則に定める教育課程及び履修方法等、授業科目の別表の規定のほか、その他の規定、その他の諸規程・内規及び心理科学課の指導に従い、慎重な履修計画を立案する。
2. 入学年度により卒業要件が異なるので、「カリキュラム系統表」に従い、計画的に履修する。
3. 学年制を加味した単位制（1年間に修得した単位数が一定の基準に達しない場合は、留年又は仮進級）を採用しているため、1年次から全学教育科目はもとより、専門教育科目の履修についても十分理解する。

履修登録

1. 各年次の学期はじめに、当該学期に履修しようとする授業科目について、指定期間内に所定の手続きにより履修登録をしなければならない。
2. 履修登録をしていない科目の履修は認めない。
3. 1年間に履修登録することができる単位数の上限は48単位である。
4. 所定の期日までに変更、追加、取り消しを願った者に限り、変更が認められる。

履修上の注意

1. 本学部では公認心理師等の資格取得に必須の科目を配置している。履修科目により、社会福祉主事任用資格、児童指導員任用資格の取得が可能。詳細は「6.」「7.」を参照。
2. 履修に際し、各自の将来に向けて重視される選択科目を履修するように心がけること。
なお、科目を選択する場合、必ず卒業要件に係る単位数の確認を怠らないこと。
3. 実験・実習は臨床心理専門職としての実体験を学ぶ学習であることからレポート等の提出物は、定められた期日を厳守すること。
4. 提出物によっては、再提出、再実験、再実習を課する場合がある。
5. 4年次に学外における臨床実習について、各実習先の都合等で日程等を各自調整・変更する場合がある。
6. 社会福祉主事任用資格の取得

この資格の取得条件のひとつは、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する34科目のうち、いずれか3科目以上を履修して卒業することである。心理科学部では、社会福祉に関する科目として以下の科目を開講している。

学科	区分	科目（題目）		
臨床心理	必修	心理学概論		
	選択	(法学概論)	(経済学入門)	人体の構造と機能及び疾病Ⅰ・Ⅱ
		公衆衛生学	ソーシャルワーク概論	

7. 児童指導員任用資格の取得

卒業をもって児童指導員任用資格の有資格者となる。

（条件：大学で心理学・教育学・社会学のいずれかを専修する学科を卒業したもの）